

目 次

第1章 総 則.....	4
第1条（約款の適用）.....	4
第2条（約款の変更）.....	4
第3条（用語の定義）.....	4
第4条（通話以外の通信の取り扱い）.....	6
第2章 プライマリ電話サービスの種類.....	6
第5条（プライマリ電話サービスの種類）.....	6
第3章 プライマリ電話サービスの提供区域.....	6
第6条（プライマリ電話サービスの提供区域）.....	6
第4章 契 約.....	6
第1節 プライマリ電話に係る契約.....	6
第7条（契約の単位）.....	6
第8条（契約者回線の終端）.....	6
第9条（プライマリ電話契約の申込の方法）.....	7
第10条（プライマリ電話契約申込の承諾）.....	7
第10条の2（契約申込みの撤回等）.....	7
第10条の3（初期契約解除等）.....	8
第11条（電話番号）.....	8
第12条（請求による電話番号の変更）.....	8
第13条（プライマリ電話利用権の譲渡の禁止）.....	8
第14条（債権譲渡）.....	8
第15条（契約者回線の利用の一時中断）.....	9
第16条（契約者が行うプライマリ電話契約の解除）.....	9
第16条の2（契約者本人による手続きが困難な場合の解約等）.....	9
第17条（当社が行うプライマリ電話契約の解除）.....	9
第2節 緊急通報用電話契約.....	10
第18条（緊急通報用電話契約申込みをすることができる者の条件）.....	10
第19条（緊急通報用電話の提供）.....	10
第20条（緊急通報用電話の電話番号）.....	10
第21条（緊急通報用電話契約に基づく権利の譲渡の禁止）.....	10
第22条（その他の提供条件）.....	10
第5章 端末設備の提供等.....	10
第23条（端末設備の提供）.....	10
第24条（端末設備の移転）.....	10
第25条（端末設備の撤去）.....	11
第6章 付加機能.....	11

プライマリ電話サービス

第 26 条（付加機能の提供）	11
第 27 条（付加機能の利用の一時中断）	11
第 7 章 利用中止及び利用停止	11
第 28 条（利用中止）	11
第 29 条（利用停止）	12
第 8 章 通話	12
第 1 節 通話の種類等	12
第 30 条（通話の種類）	12
第 31 条（相互接続通話）	12
第 2 節 通話利用の制限	13
第 32 条（通話利用の制限）	13
第 33 条（通話時間等の制限）	13
第 3 節 発信者電話番号等通知	14
第 34 条（発信者電話番号等通知）	14
第 4 節 通話の品質	14
第 35 条（通話の品質）	14
第 9 章 料金など	14
第 1 節 料金及び工事に関する費用	14
第 36 条（料金の適用）	14
第 2 節 料金等の支払義務	14
第 37 条（基本料金等の支払義務）	14
第 38 条（通話料金の支払義務）	15
第 39 条（電話番号変更及び維持管理料金の支払義務）	16
第 40 条（工事費の支払い義務）	16
第 40 条の 2（端末機器に関する費用の支払義務）	16
第 3 節 料金の計算及び支払い	16
第 41 条（基本料金等の計算方法）	16
第 42 条（通話に関する料金の計算方法等）	17
第 4 節 割増金及び延滞利息	17
第 43 条（割増金）	17
第 44 条（延滞処理）	17
第 45 条（端数処理）	17
第 5 節 相互接続通話の料金の取り扱い等	17
第 46 条（相互接続通話の料金の取り扱い）	17
第 10 章 保守	18
第 47 条（契約者の維持責任）	18
第 48 条（契約者の切分責任）	18
第 49 条（修理又は復旧の順位）	18

プライマリ電話サービス

第 11 章 損害賠償	19
第 50 条（責任の制限）	19
第 51 条（免責）	19
第 12 章 雑則	20
第 52 条（他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結）	20
第 53 条（契約者の氏名等の通知）	20
第 54 条（契約者に係る情報の取り扱い）	20
第 55 条（技術資料の閲覧）	20
第 56 条（承諾の限界）	21
第 57 条（利用上の制限）	21
第 58 条（利用に係る契約者の義務）	21
第 59 条（番号情報の提供）	22
第 13 章 附帯サービス	22
第 60 条（電報サービスの利用等）	22
第 61 条（電話帳）	22
第 62 条（フリーダイヤル）	22
第 63 条（電話番号案内）	22
第 64 条（電話番号案内料金の支払義務）	23

第1章 総 則

第1条（約款の適用）

当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このプライマリ電話サービス契約約款（料金表を含め、以下「約款」といいます。）及び当社が別に定めるところにより、プライマリ電話サービスを提供します。

2 前項のほか、当社は、プライマリ電話サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条（用語の定義）

この約款で使用する用語の意味は、つぎのとおりとします。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 通話	おおむね 3. 1KHz の帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 I P 電話網	主として通話の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより、伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
5 プライマリ電話サービス	I P 電話網を使用して行う電気通信サービス
6 特別事業者	当社および特定事業者の一部に、プライマリ電話サービスを提供する電気通信事業者。具体的には、株式会社ジュピターテレコムを指す。
7 プライマリ電話サービス取扱局	(1) 電気通信設備を設置し、それによりプライマリ電話サービスを提供する当社の事業所 (2) プライマリ電話サービスの契約事務を行う当社の事務所
8 プライマリ電話サービス取扱所	プライマリ電話サービスの契約事務を行う当社の事務所
9 プライマリ電話契約	当社からプライマリ電話サービスの提供を受けるための契約
10 プライマリ電話契約者	当社とプライマリ電話契約を締結している者。
11 緊急通報用電話契約	当社から緊急通報用電話の提供を受けるための契約

プライマリ電話サービス

12 緊急通報用電話契約者	当社と緊急通報用電話契約を締結している者
13 契約者回線	プライマリ電話契約又は緊急通報用電話契約に基づいてプライマリ電話サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
14 契約者回線等	(1) 契約者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
15 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
16 端末機器	端末機器の技術基準適合認定に関する規則（昭和 60 年郵政省令第 29 号）第 3 条で定める種類の端末設備の機器
17 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
18 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
19 新聞社	つぎの基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8, 000 部以上であること。
20 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者 同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第 25 号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行うものを除き、自主放送を行う者に限る。）
21 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（19 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース若しくは情報（広告を除く）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社
22 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第 33 条第 9 項若しくは第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
23 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
24 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

	及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
25 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定め契約者に請求する料金
26 特定事業者	当社が指定する電気通信事業者
27 提携事業者	当社が指定する、当社とサービスの提携を行っている電気通信事業者

第 4 条（通話以外の通信の取り扱い）

プライマリ電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

第 2 章 プライマリ電話サービスの種類

第 5 条（プライマリ電話サービスの種類）

当社が提供するプライマリ電話サービスには、次の種類があります。

電話サービスの種類	プライマリ電話 サービス の 内 容
プライマリ電話	当社が、プライマリ電話サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する電話サービス
緊急通報用電話	犯罪通報、出火報知又は人命救助用として、当社がプライマリ電話サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して通話の着信のみのために提供する電話サービス

第 3 章 プライマリ電話サービスの提供区域

第 6 条（プライマリ電話サービスの提供区域）

当社のプライマリ電話サービスは、別に定めるプライマリ電話サービス提供区域において提供します。

第 4 章 契 約

第 1 節 プライマリ電話に係る契約

第 7 条（契約の単位）

当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 のプライマリ電話契約を締結します。 この場合、契約者は、1 のプライマリ電話契約につき 1 人に限ります。

第 8 条（契約者回線の終端）

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離の地点に、保安器又は配線盤等を設置し契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

3 契約者は、契約が解除された場合、直ちに宅内に設置した当社機器を当社に返却するものとします。

なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める機器損害金を請求します。

第9条（プライマリ電話契約の申込の方法）

プライマリ電話契約の申込みは、プライマリ電話の申込みをする者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。この場合当社所定の工事費をお支払いいただきます。

2 第1項の場合において、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出して頂きます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合および当社が特に認める場合は、この限りではありません。

第10条（プライマリ電話契約申込の承諾）

当社は、プライマリ電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、プライマリ電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置すること若しくは保守すること又はプライマリ電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) プライマリ電話契約の申込みをした者が、プライマリ電話サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3) 料金等のお支払い方法について、プライマリ電話契約の申込みをした者が当社が定める方法に従っていただけない場合
- (4) プライマリ電話契約の申込みをした者が、この約款に違反する恐れがあると認められる場合
- (5) プライマリ電話契約の申込みをした者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備（書面等での名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合
- (6) プライマリ電話契約の申込みをした者が、未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
- (7) プライマリ電話契約の申込みをした者が、プライマリ電話サービス若しくは当社が提供する他のサービスの利用停止をされている又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

3 鎌倉局では、本サービスの申込みを受け付けません。

第10条の2（契約の成立、契約締結後書面の交付等）

当社は、プライマリ電話サービスの工事が完了した日または契約者がプライマリ電話サービスの利用種別の変更を行う場合はその変更が完了した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。

2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を申込者に交付します。

3 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。

- (1) 電磁的方法による交付

(2) 紙面による交付

第 10 条の 3（初期契約解除等）

プライマリ電話契約の申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、文書により契約の解除を行うことができます。（通話料等は除きます。）

2 前項の規定による当該契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

3 第 1 項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は、引込工事、宅内工事等の着工または完了済みの工事、撤去に要する工事および手続きに要した全ての費用を負担するものとします。また、申込者の通話に関する料金の費用負担についても同じとします。

4 前 3 項の規定の他、申込者は、契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社に到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。

5 プライマリ電話サービスを含む定期契約を締結した場合において、契約締結後書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間に定期契約の解除を行う場合も前各項と同じく扱います。

第 11 条（電話番号）

プライマリ電話の電話番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

第 12 条（請求による電話番号の変更）

契約者は、迷惑電話（いたずら、いやがらせやその他これに類する通話であって、現にその通話の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）又は間違い電話（現に使用している電話番号に対して、反復継続して誤って接続される通話をいいます。）を防止するために、電話番号の変更を希望するときは、プライマリ電話サービス取扱所に対し、当社指定の書面によりその請求をしていただきます。

2 前項の請求があったときは、当社は第 10 条（プライマリ電話契約の申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。本条に基づく電話番号の変更は有料とし、当社所定の電話番号変更料金をお支払いいただきます。

第 13 条（プライマリ電話利用権の譲渡の禁止）

契約者がプライマリ電話契約に基づいてプライマリ電話の提供を受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。

第 14 条（債権譲渡）

契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第 15 条（契約者回線の利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、2 年間を限度として、その契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線及び電話番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。この場合、当社所定の番号維持管理料金をお支払いいただきます。

2 契約者は、利用の一時中断を希望する場合、当社所定の方法により申し込むものとします。

第 16 条（契約者が行うプライマリ電話契約の解除）

契約者は、プライマリ電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめプライマリ電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。

第 16 条の 2（契約者本人による手続きが困難な場合の解約等）

契約者本人が契約の解約または変更を希望されているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約または変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとします。

2 前項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由およびプライマリ電話契約を継続することが困難な事由があると認められた場合は、当社は契約の解約を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき加入契約の解約を認める場合は、前条の規定に準じて取り扱います。

3 本条第 1 項に基づく変更の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由およびプライマリ電話契約を継続することが困難な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は契約の変更を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき契約の変更を認める場合は、第 10 条の規定に準じて取り扱います。

第 17 条（当社が行うプライマリ電話契約の解除）

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

(1) 第 29 条（利用停止）の規定によりプライマリ電話の利用の全部又は一部を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 契約者が第 29 条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前号の規定にかかわらず、プライマリ電話の利用停止をしないでそのプライマリ電話契約を解除することがあります。

(3) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でプライマリ電話サービスの継続ができないとき。

(4) 当社が、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったとき。

2 当社は、前項の規定によりそのプライマリ電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことをお知らせします。

3 当社は、第 1 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資

プライマリ電話サービス

産等を撤去いたします。

ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第2節 緊急通報用電話契約

第18条（緊急通報用電話契約申込みをすることができる者の条件）

緊急通報用プライマリ電話契約の申込みをすることができる者は、警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）又は消防機関に限ります。

第19条（緊急通報用電話の提供）

緊急通報用電話契約の申込みがあったときは、当社はその申込者と協議し、その必要が認められる範囲で提供します。

第20条（緊急通報用電話の電話番号）

緊急通報用プライマリ電話の電話番号は、つぎのとおりとします。

区 別	電話番号
警察機関に提供される緊急通報用電話	110
海上保安機関に提供される緊急通報用電話	118
消防機関に提供される緊急通報用電話	119

第21条（緊急通報用電話契約に基づく権利の譲渡の禁止）

緊急通報用電話契約者が、緊急通報用電話契約に基づいて緊急通報用電話の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第22条（その他の提供条件）

緊急通報用プライマリ電話に関する契約の単位、契約者回線の終端、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取り扱いについては、プライマリ電話の場合に準ずるものとします。

第5章 端末設備の提供等

第23条（端末設備の提供）

当社は、その契約者回線について端末設備を提供します。

ただし、地域事情、建物状況により、端末設備を提供しない場合があります。

第24条（端末設備の移転）

当社は、契約者から請求があったときには、正当な理由に限り、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第 25 条（端末設備の撤去）

当社は、契約者から契約者回線の利用の一時中断及び契約の解除の請求があったときは、当社が提供する端末設備の撤去を行うことができます。

第 6 章 付加機能

第 26 条（付加機能の提供）

当社は、契約者から請求があった時は、次の場合を除いてその契約者回線について別に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者がプライマリ電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求した契約者が第 29 条（利用停止）の規定によりプライマリ電話サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

第 27 条（付加機能の利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があった時は、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 7 章 利用中止及び利用停止

第 28 条（利用中止）

当社は、次の場合には、プライマリ電話サービスの利用の全部又は一部を中止することがあります。

- (1) 当社の業務上若しくは電気通信設備の保守、工事上又はプライマリ電話サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
 - (2) 特定の契約者回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第 32 条（通話利用の制限）の規定により、通話利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりプライマリ電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- ただし、業務上やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 第 1 項に規定する場合のほか、プライマリ電話サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、そのプライマリ電話サービスの利用を中止することがあります。

第 29 条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間（そのプライマリ電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったプライマリ電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのプライマリ電話サービスの利用の全部又は一部を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。
 - (2) 契約の申込みに当たって、当社に事実と反する内容の通知を行ったこと等が判明したとき。
 - (3) 第 58 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 契約者回線をプライマリ電話サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めたとき。
 - (5) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (6) 自営端末設備に異常がある場合等の検査若しくは自営電気通信設備に異常がある場合等の検査について当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
 - (7) 前各号のほか、この約款に違反する行為、プライマリ電話サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
 - (8) 料金その他の債務について、支払を怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、プライマリ電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第 8 章 通話

第 1 節 通話の種類等

第 30 条（通話の種類）

通話には次の種類があります。

種 類	内 容
1 一般通話	2 以外の通話
2 相互接続通話	相互接続点を経由する通話

第 31 条（相互接続通話）

相互接続通話は、相互接続協定に基づき、当社が定めた通話に限り行うことができるものとします。

- 2 相互接続通話を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

第2節 通話利用の制限

第32条（通話利用の制限）

当社は、通話が著しくふくそうし、通話の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは 救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。）以外のものによる通話の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通話を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通話が著しくふくそうしたときは、通話が相手先に着信しないことがあります。
- 3 前2項に規定するほか、契約者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る契約者回線等を使用することができない場合においては、そのプライマリ電話サービスを利用できないことがあります。

第33条（通話時間等の制限）

前条の規定による場合のほか、当社は、通話が著しくふくそうするときは、通話時間又は特定の地域の契約者回線等への通話の利用を制限することがあります。

第3節 発信者電話番号等通知

第34条（発信者電話番号等通知）

契約者回線から契約者回線等への通話については、その契約者回線の電話番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通話については、この限りではありません。

- (1) 通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話
- (2) 発信電話番号を非通知としている契約者回線から行う通話
(通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通話を除きます。)
- (3) その他当社が別に定める通話

2 当社は、前項にかかわらず、プライマリ電話サービスの契約者回線から、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通話を行う場合は、その契約者の契約者回線の電話番号、氏名又は名称及び契約者回線に係る終端の場所を、その着信先の機関へ原則通知します。

ただし、通話の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。

（注）契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線の電話番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

3 当社は、電話番号を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、第50条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第4節 通話の品質

第35条（通話の品質）

通話の品質については、そのプライマリ電話サービスの利用形態等により変動する場合があります。

第9章 料金など

第1節 料金及び工事に関する費用

第36条（料金の適用）

当社が提供するプライマリ電話サービスの料金は、基本料金等（基本料、付加機能使用料およびユニバーサルサービス料をいいます。以下同じとします。）、通話に関する料金、電話番号変更料金、電話番号維持管理料金、電話番号案内料金、機器損害金、端末機器修理費、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、この約款及び別に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

第37条（基本料金等の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、又は付加機能の提供を開始した日の翌日から起算して契約の解除又は付加機能の廃止があった日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、一日間とします。）について、この約款及び別に定めるところにより、基

プライマリ電話サービス

本料金等をお支払いいただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりプライマリ電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金等の支払いは、次によります。ただし、自然災害その他当社の責に帰する事のできない事由による場合には、この限りではありません。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金等（ユニバーサルサービス料金は除く）の支払いを要しません。

ただし、第 38 条（通話料金の支払義務）の規定による通話料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金等の支払いを要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合をのぞき、プライマリ電話サービスを利用できなかった期間中の基本料金等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのプライマリ電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻または契約者の施設に立入る必要がある場合は立入り可能となった時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻又は契約者の施設に立入る必要がある場合は立入り可能となった時刻以降の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのプライマリ電話サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 38 条（通話料金の支払義務）

契約者は、その契約者回線から行った通話（その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。以下同じとします。）についてこの約款及び別に定めるところにより、通話に関する料金の支払いを要します。

2 相互接続通話の料金の支払い義務については、前項の規定にかかわらず、第 5 節（相互接続通話の料金の取り扱い等）に規定するところによります。

3 契約者（相互接続通話の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通話料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金の額をお支払いいただきます。算定できなかった期間の日数を乗じて得た額の料金額の支払を要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(1) 過去 1 年間の実績を把握することができる場合、機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する月の前 12 ケ月の各月における 1 契約者回線あたりの 1 日平均の通話料金が最低なる値に、算定できなかった期間の日数と正しく算定できなかった契約者

回線数を乗じて得た額。

(2) (1) 以外の場合、把握可能な実績に基づき前号に準じて算出した額。

第 39 条（電話番号変更及び維持管理料金の支払義務）

契約者は、第 12 条（請求による電話番号の変更）による電話番号の変更請求及び第 15 条（契約者回線の利用の一時中断）による契約者回線の利用の一時中断をした時は、料金表に定める手数料の支払いを要します。

第 40 条（工事費の支払い義務）

契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、当社が別に定める工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第 40 条の 2（端末機器に関する費用の支払義務）

契約者は、故意または過失により当社から貸与している端末機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第 8 条（契約者回線の終端）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

第 3 節 料金の計算及び支払い

第 41 条（基本料金等の計算方法）

当社は、基本料金等のうち月額で定める料金（以下この条において「月額料金」）を暦月に従って計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金等をその利用日数に応じて日割りします。

(1) 暦月の初日以外の日に契約者回線、付加機能又は端末設備の提供の開始があったとき。

(2) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。

(3) 暦月の初日に契約者回線、付加機能又は端末設備の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。

(4) 暦月の初日以外の日にプライマリ電話の種類変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少のあった日から適用します。

3 前項の規定による月額料金の日割りは、暦日数により行います。この場合、第 37 条（基本料金等の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

第 42 条（通話に関する料金の計算方法等）

当社は、通話に関する料金を暦月に従って計算します。

- 2 通話料金の算定は、料金表によります。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、通話料金算定の起算日を変更することがあります。
- 4 当社は、通話料金については通話の種類にかかわらずそのすべての料金を合計した額により、支払いを請求します。

第 4 節 割増金及び延滞利息

第 43 条（割増金）

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。

第 44 条（延滞処理）

契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分とをあわせてお支払いただくこととした翌月の支払期日を経過してもなおお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、別に定める延滞手数料を加算して当社にお支払いいただきます。

- 2 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなおお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年 14. 5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社にお支払いいただきます。

第 45 条（端数処理）

当社は、通話料の計算において、その計算結果の合計額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

- 2 当社は、通話料以外の料金その他（消費税を含みます）の計算において、その計算結果の合計額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

第 5 節 相互接続通話の料金の取り扱い等

第 46 条（相互接続通話の料金の取り扱い）

契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通話に関する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、相互接続通話に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取り扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。
- 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通話の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当

社は、その譲渡を承諾します。

第 10 章 保守

第 47 条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第 48 条（契約者の切分責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社はプライマリ電話サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 49 条（修理又は復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 32 条（通話利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、つぎの順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの

	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第 11 章 損害賠償

第 50 条（責任の制限）

当社は、プライマリ電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのプライマリ電話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻、又は契約者の施設に立入る必要がある場合には立入可能となった時刻のどちらか遅い方から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、プライマリ電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻、又は契約者の施設に立入る必要がある場合には立入可能となった時刻のどちらか遅い方以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのプライマリ電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

（1）料金表（基本料金）に規定する基本料金等

（2）料金表（通話料金）に規定する通話料金のうち、プライマリ電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日に属する料金月の前 6 料金月における 1 日あたりの平均通話料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）を契約者回線で除した額に、プライマリ電話サービスを全く利用できない状態にある契約者回線数とその日数を乗じて算出した額。

（3）相互接続通話（中継事業者等に係わるものに限ります。）に係わる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する通話に関する料金（当社又はその通話に係わる協定事業者の課金資料に基づき、第 2 号の場合と同様に算出します。）

（4）料金表（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料

3 第 1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりプライマリ電話サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第 51 条（免責）

当社は、プライマリ電話に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用につ

プライマリ電話サービス

いては負担しません。

ただし、当社の技術的条件等により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定にかかる部分に限り負担します。

- 3 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

第 12 章 雑則

第 52 条（他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結）

契約申込みの承諾を受けた者は、当社が別に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款及び料金表の規定に基づいて、その電気通信事業者と、当社が別に定める電話等利用契約を締結したこととなります。

ただし、契約申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者との電話等利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により電話等利用契約を締結した契約者は、その契約者回線において該当する電気通信事業者にかかる電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款及び料金表に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、契約者が、当社が別に定める電気通信事業者との電話等利用契約のなかで、付加機能の利用等、特別な契約を締結している場合は、電気通信サービスの利用の有無にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款及び料金表に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

第 53 条（契約者の氏名等の通知）

当社は、他の協定事業者へ、契約者の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。

- 2 当社は、契約者回線等から相互接続通話を行う場合に、その契約者回線等に係る契約者の契約者回線の電話番号をその相互接続通話に係る協定事業者へ通知します。

第 54 条（契約者に係る情報の取り扱い）

当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、特別事業者、協定事業者、提携事業者、若しくは特定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

第 55 条（技術資料の閲覧）

当社は、当社が指定するプライマリ電話サービス取扱所において、プライマリ電話サービスを利用するうえで参考となる別表の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第 56 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事、その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求をした契約者にお知らせします。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第 57 条（利用上の制限）

契約者は、コールバックサービス（日本国から日本国外へ発信する通話を、外国から発信する形態に転換することによって通話を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で通話を行ってはなりません。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から日本国内宛に継続して通話の請求が行われ、契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が通話に係る通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第 58 条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備（当社が宅内に設置した機器を含みます。以下この条において同じとします。）を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換又はプライマリ電話サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通話のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用をお支払いいただきます。

第 59 条（番号情報の提供）

当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（電話帳掲載及び電話番号案内を省略することとなった契約者回線の情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等に提供します。

（注 1）本条第 2 項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

（注 2）当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 10 年郵政省告示第 570 号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、西日本電信電話株式会社に対し、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行うよう請求します。

第 13 章 附帯サービス

第 60 条（電報サービスの利用等）

契約者は、特定協定事業者の契約約款の定めに基づく電報サービスを利用することができます。

2 契約者は、前項の規定により電報サービスを利用した場合に生じた債権を当社が特定協定事業者から譲り受けることを承諾していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

3 前項の規定により当社が特定協定事業者から譲り受けた債権額は、特定協定事業者の料金表の定めに基づいて算定した額とし、その他の取り扱いについては、この約款の定めるところによります。

第 61 条（電話帳）

当社は、契約者から請求があったときは、別に定めるところにより、電話帳（当社が別に定める特定協定事業者が発行する電話帳をいいます。）の掲載を行います。

第 62 条（フリーダイヤル）

当社の契約者回線から特定協定事業者の地域指定着信課金通話契約者に相互接続通話を行った場合、相互接続通話にかかる料金については、特定協定事業者がその地域指定着信課金通話契約者に請求するものとし、料金に関するその他の取り扱いについては、この約款の規定にかかわらず、特定協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによります。

第 63 条（電話番号案内）

契約者は、番号案内提供事業者の契約約款の定めに基づく電話番号案内サービスを利用することができます。

プライマリ電話サービス

第 64 条（電話番号案内料金の支払義務）

契約者が電話番号案内を利用した時は、料金表に定める番号案内料の支払いを要します。